

● 「道路工事承認基準」の制定について

〔昭和53年3月28日道発第746号〕
各土木建築事務所長あて土木部長通知
昭和56年12月2日一部追加
平成12年3月30日一部改定
平成19年9月28日一部改定

道路工事の承認基準について、別添のとおり定めたので、昭和53年度からは、この基準により統一的な事務処理を行ってください。

なおこの基準を適用できない場合又はこの基準によることが著しく不適當である場合等においては、本庁（道路課）に伺い、その指示を受けて処理を行ってください。

また、この基準の制定に伴い、この基準と重複又は抵触する下記通達等は、当然に廃止されるものとする。

記

- (1) 「通路としての道路占用の取扱いについて」
（昭和30年4月5日付道発第151号）
- (2) 「道路法に基づき承認を与えた道路に関する工事の路面復旧について」
（昭和36年6月15日付道発第176号）
- (3) 「道路の法敷埋立（法第24条工事）工事の取扱いについて」
（昭和42年1月9日付道発第152号）
- (4) 「県道と他の道路との交差又は接続に関する取扱いについて」
（昭和47年9月13日付道発第235号）

「道路工事承認基準」

第1 一般的事項

1. 道路に関する工事又は維持は道路管理の基本的な行為なので道路管理者の権限であり義務とされているが、道路管理者以外の者でもみずからの必要に基づいて、これらの工事を行う場合が生ずるので道路法第24条の規定を設けたものである。

従って法第18条第1項に規定する道路管理者以外の者であれば、国の行政機関、地方公共団体、私人等のいずれかであるかを問わずにこれらの工事を行うには、本条によらなければならない。

但し本条でいう道路に関する工事とは、道路の新設、改築又は修繕に関する工事（災害復旧に関する工事は除く。）をいい、占用に伴う工事は、本条に該当していない。

また次の事項は、道路法又は他の法律をもって道路管理者以外の者で道路の管理行為をなすことが出来ることになっているので本条の適用から除外されている。

- (1) 国土交通大臣が行う道路に関する工事（法第12条、第13条第2項、第3項）－直轄工事
- (2) 指定市以外の市町村が都道府県に代わって行う歩道の新設等（法第17条第3項）
- (3) 協議により他の道路の管理者又は他の工作物の管理者が行う道路に関する工事又は維持（法第19条、第20条）
- (4) 道路管理者の命令により他の工作物の管理者又は工事原因者が行う道路に関する工事又は維持（法第21条、第22条）
- (5) 国土交通大臣が行う一般国道の修繕（修繕法第2条第1項）
- (6) 有料道路の管理（特別措置法第2条の2、3条、4条、7条の2、7条の5）
- (7) 軌道経営者の行う道路に関する工事又は維持（軌道法第6条、第12条第1項）

2. 承認を受けて設置した工作物、施設は道路に帰属する。

3. 占用工事と承認工事

占用工事（法第32条）と承認工事は法文上及び理論的には明確であるが、法面を埋め立てて通路として利用する場合や商店街等で道路照明灯を設置する場合等必ずしも明確でない場合が生じる。

一般的な区別の標準としては、道路と構造的に一体となり永続性があるもので道路本体又は道路附属物と認められるものは承認工事として取扱い、これ以外のものは占用工事として取り扱うべきであろう。

第2 法面埋立工事に関する基準

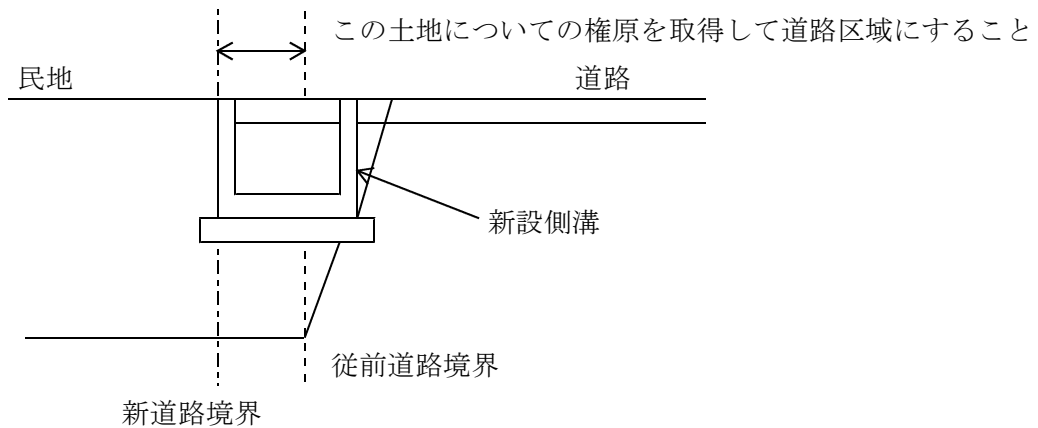
1. 一般的事項

- (1) 道路敷地を民地との境界線に沿い、道路敷地側に原因者の負担において側溝を設置させること。

なお、道路境界が法長の長短により一様でない場合は、道路敷地側に道路の線形を考慮して設置すること。

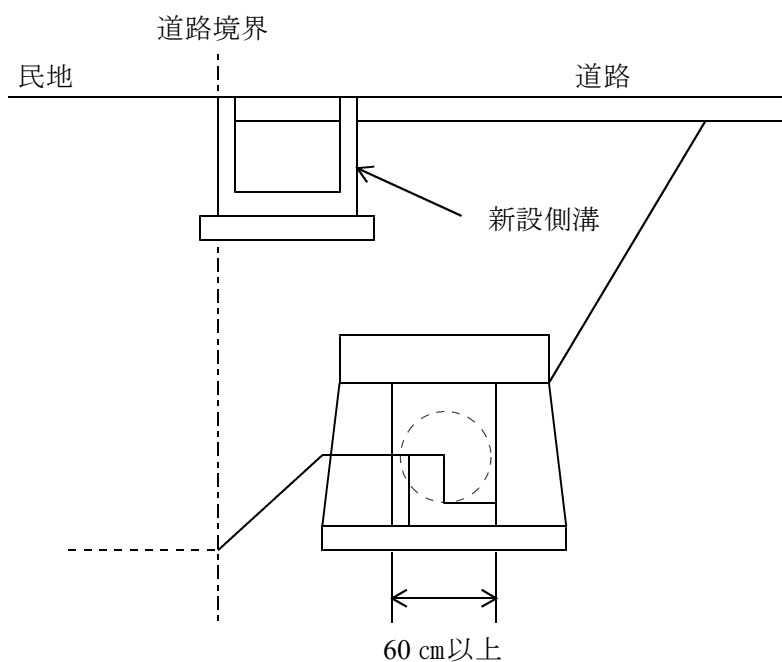
- (2) 法面埋立に際し、地形の状況その他によりやむを得ず現道路区域外の民地を利用して側溝を設ける場合は、土地の帰属又は使用について、申請書に記載させること。(従って申請書の受理にあたっては、この点に留意すること。)

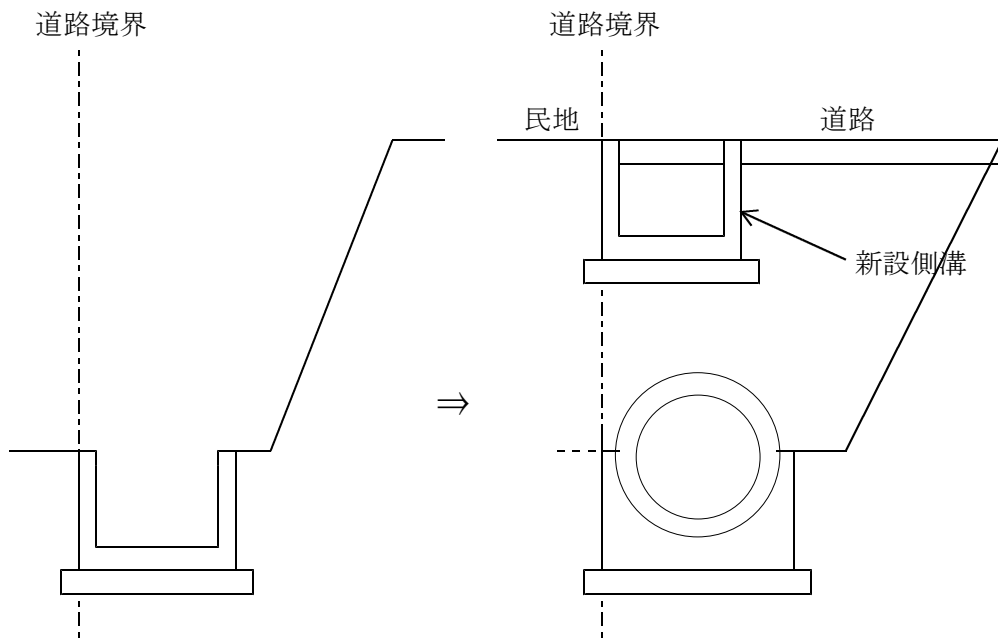
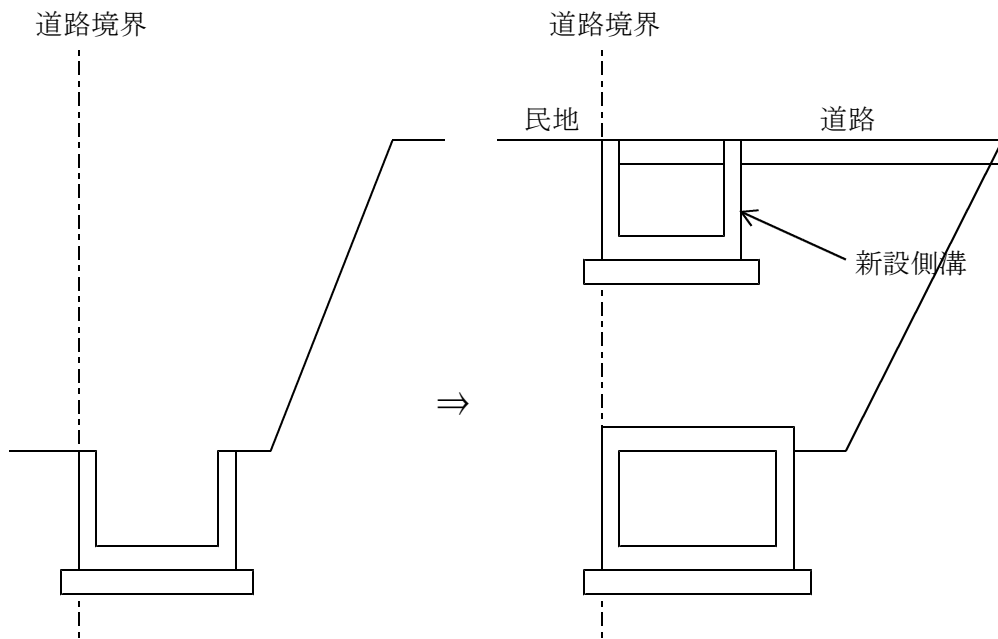
(注) 土地の登記換えについてもすみやかに処理すること。



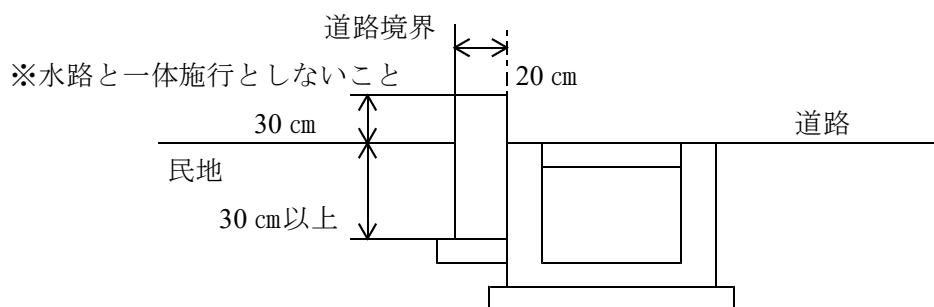
- (3) 法面の埋立は、良質材料で十分に突き固め、原則として現道の横断勾配に合うよう施行させる。

- (4) 盛土によって既設側溝を暗渠構造にする場合は、暗渠になる部分を上載荷重に十分耐え得る床版、ボックスカルバート又はヒューム管構造とし、その断面は既設断面以上でかつ内幅 60 cm以上を確保し、原則として 10 ~ 15 m おきにマンホールを設置すること。





(5) 民地への出入口以外の箇所は、新設側溝の民地側外壁に沿いガードレール又は駒止を設けさせるものとする。ただし、地形上又は民地内の施設により車両の出入りができない構造となっている場合には、この限りでない。



(6) 側溝の設置にあたっては流末処理に留意すること。

(流末処理関係地先の承諾書、同意書を添付させる。)

(7) 既設側溝(用排水路兼用のもの)を埋め殺し(若しくは撤去)して法面を埋め立てる場合又は暗渠構造とする場合は、水利関係者等の承諾を得させること。(承諾書、同意書を添付させる。)

(8) 側溝への民地の排水は認めない。

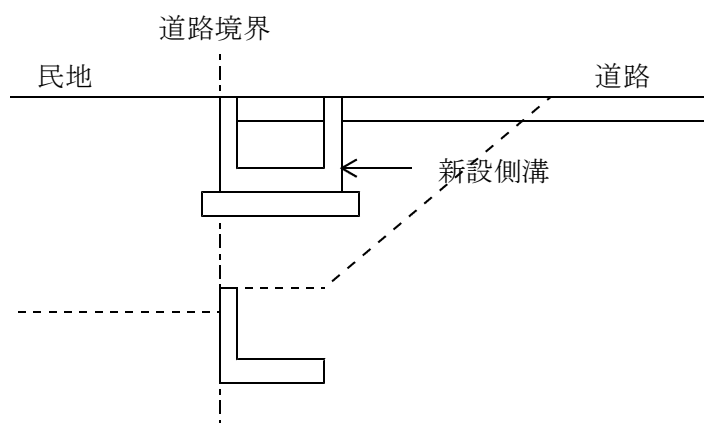
(9) 側溝の設置は、将来申請箇所の隣接地区の施行にも対応可能なものとし、側溝の種類、構造、勾配等を考慮したもので、側溝への排水はある程度広範囲を対象とし滞水しないよう留意すること。

(10) 埋立箇所には境界標柱(杭)を設置させるものとする。

ただし新設側溝等の設置により境界が明確である場合はこの限りでない。

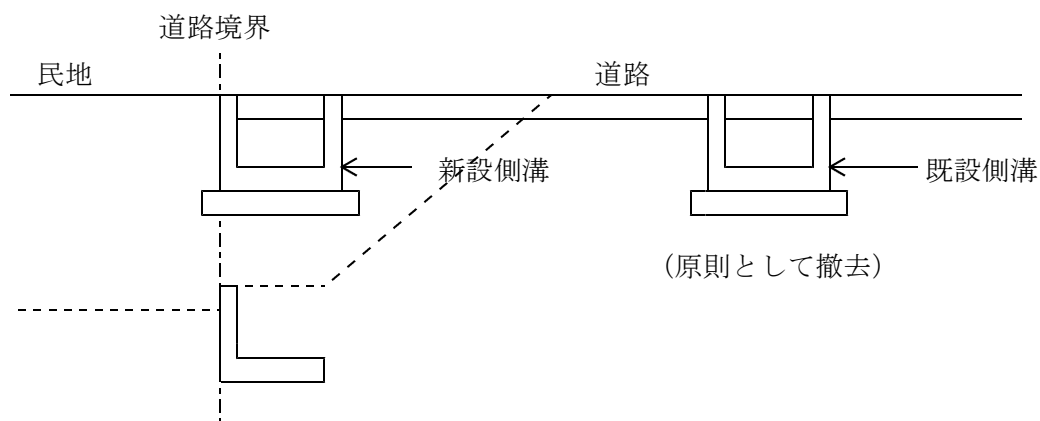
2. 路面と同じ高さに埋め立てる場合は次のとおりとする。

(1) 側溝が設置されていない箇所は、道路敷地を民地との境界線に沿い道路敷地側に、原則として側溝を設けさせるものとする。

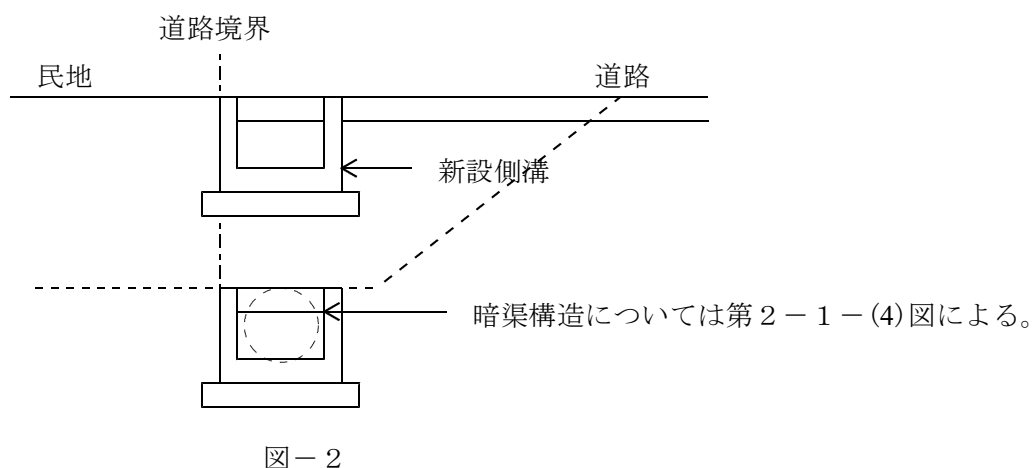
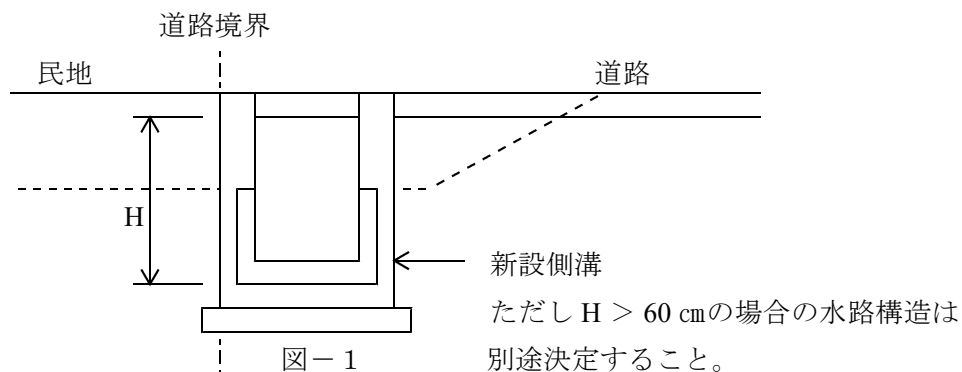


(2) 路面と同じ高さに側溝が設置されている箇所は、原則として既設側溝を取り除き、道路敷地と境界線に沿い道路敷地側に新たに側溝を設けさせるものとする。

ただし、新設側溝のみでは従前の機能が確保できない場合には、既設側溝を存置させるものとする。

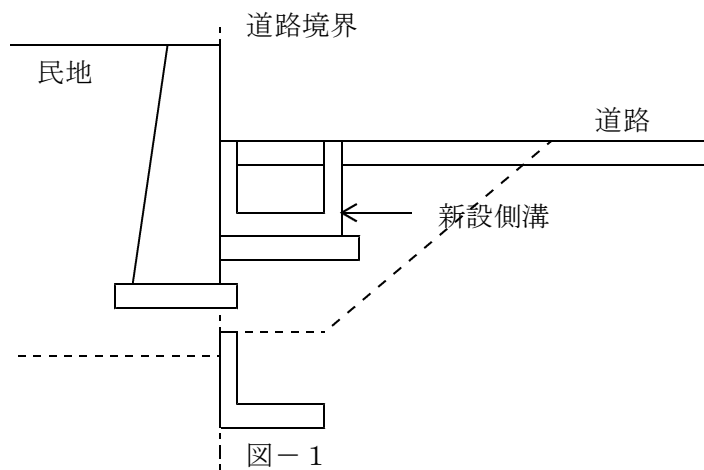


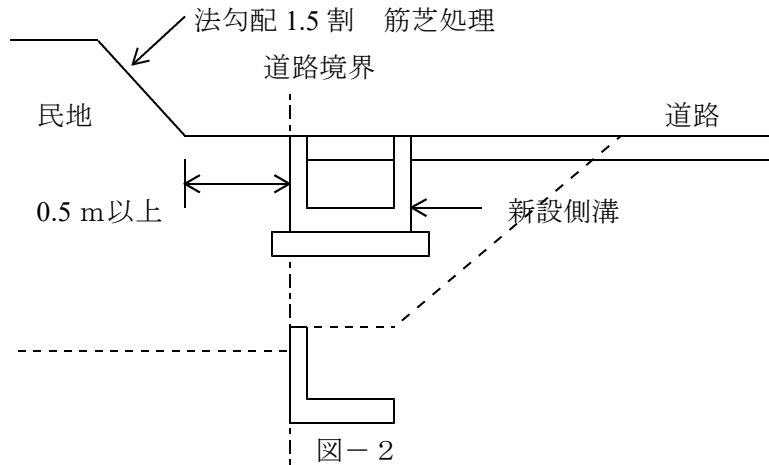
(3) 路面より低い位置に側溝が設置されている箇所は、既設側溝を改築又は除却して、通水断面を考慮した開渠（図-1）又は暗渠構造とし、暗渠構造とした場合は、路面と同じ高さに道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に新たに側溝を設けさせるものとする。（図-2）



3. 路面より高く埋め立てる場合は次のとおりとする。

既設側溝及び側溝新設の処理は、路面と同じ高さに埋め立てる場合に準じ、民地側の土砂の流出を防ぐために民地内にコンクリート擁壁等の永久工作物による土留めを設けさせるか（図-1）、又は 0.5 m以上の犬走りを確保させ、筋芝処理等による土羽（法勾配 1.5 割）構造にさせるものとする。（図-2）

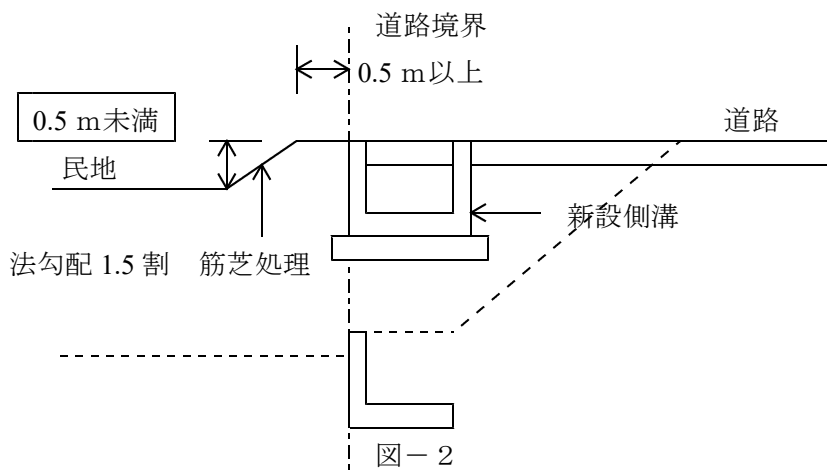
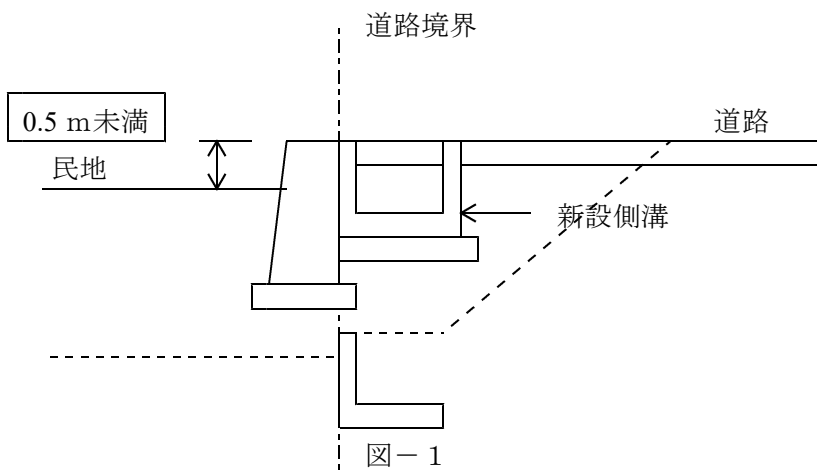




4. 路面より低く埋め立てる場合は次のとおりとする。

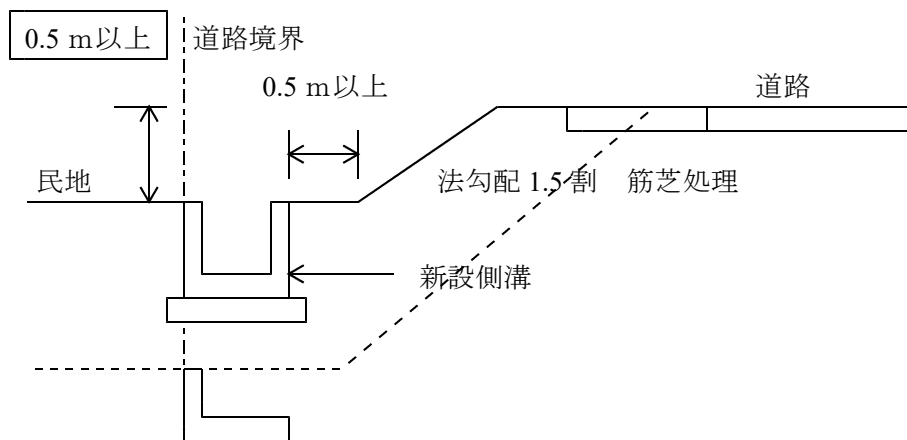
(1) 埋立計画地盤と路面との高低差が 0.5 m 未満の場合

既設側溝及び側溝新設の処理は、路面と同じ高さに埋め立てる場合に準じ、路肩保護は民地内にコンクリート擁壁等の永久工作物による土留めを設けさせるか（図-1）又は 0.5 m 以上の犬走りを確保させ、筋芝処理等による土羽（法勾配 1.5 割）構造にさせるものとする。（図-2）

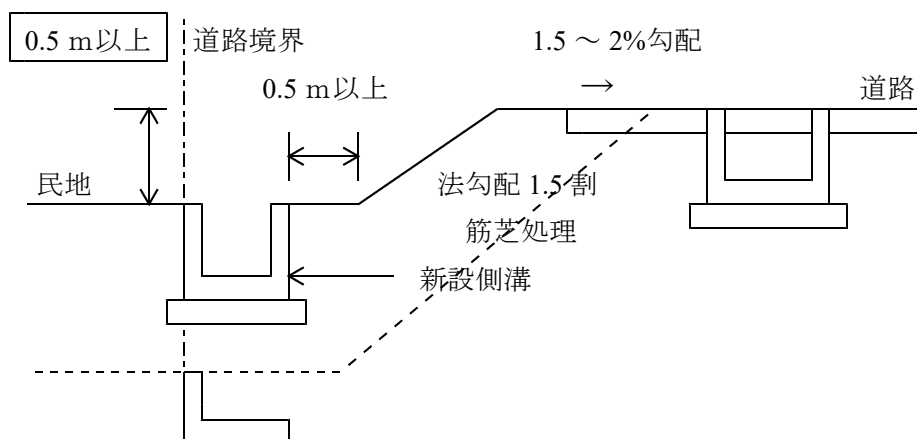


(2) 埋立計画地盤と路面との高低差が 0.5 m 以上の場合

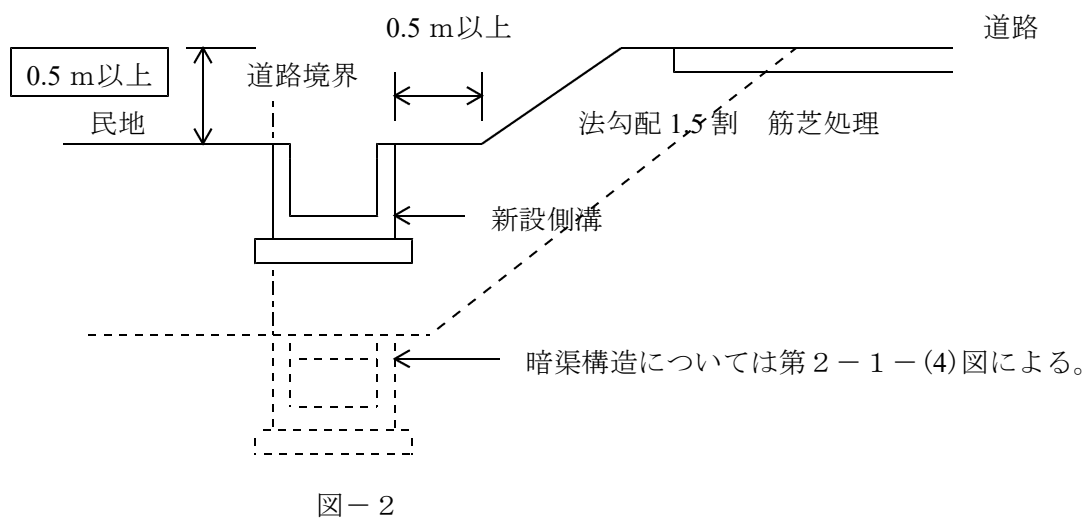
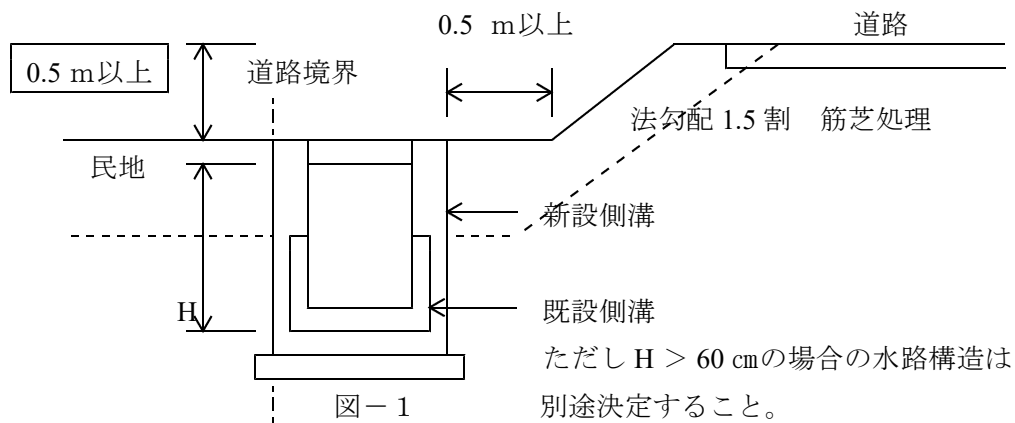
- ① 側溝が設置されていない箇所は、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側にトラフ側溝を設けさせるものとする。



- ② 路面と同じ高さに側溝が設置されている箇所は、既設側溝を存置させ、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側にトラフ側溝を設けさせるものとする。

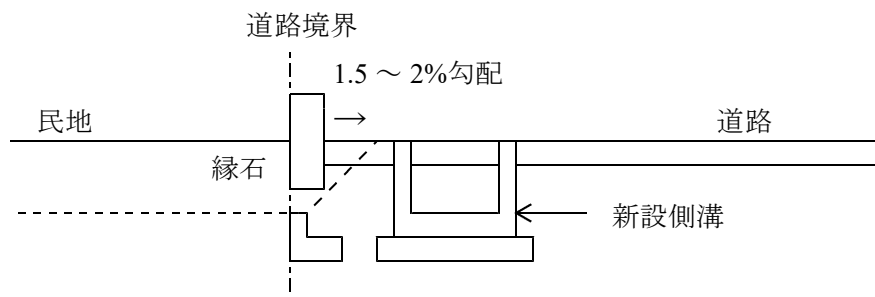


- ③ 路面より低い位置に側溝が設置されている箇所は、既設側溝を改築し又は除却して通水断面を考慮した開渠（図-1）又は暗渠構造とし、暗渠構造とした場合は道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側にトラフ側溝を設けさせるものとする。（図-2）



5. 側溝幅に満たない法面を埋め立てる場合は次のとおりとする。

- (1) 路面と同じ高さに側溝が設置されている箇所は、既設側溝を存置し、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に縁石を設け、縁石と既設側溝の間を舗装させるものとする。



- (2) 側溝が設置されていない箇所は、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に、原則として新たに側溝を設けさせるものとする。(図-1) 側溝が車道幅員内にはみ出す場合は L 型側溝を設けさせるものとする。(図-2) (P138、(2) 参照のこと。)

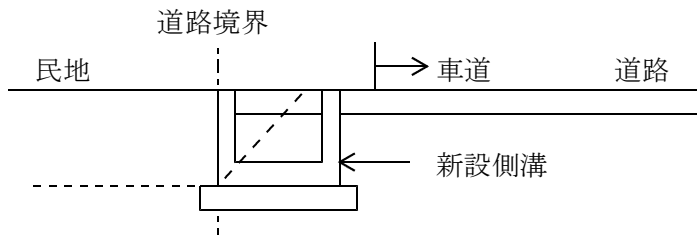


図-1

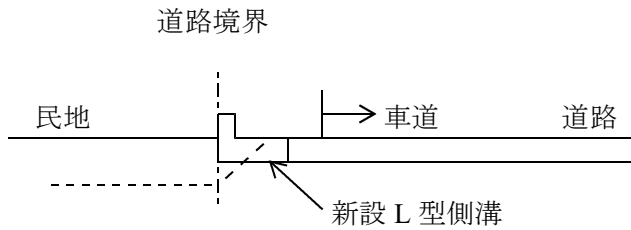


図-2

6. 擁壁と隣接した民地を埋め立てる場合は次のとおりとする。

- (1) 側溝が設置されていない箇所は、原則として既設の擁壁の上部を取り除き、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側に新たに側溝を設けさせるものとする。(図-1) なお、構造上支障がない場合には、通水断面を考慮し擁壁を側溝壁として利用させることができる。(図-2)

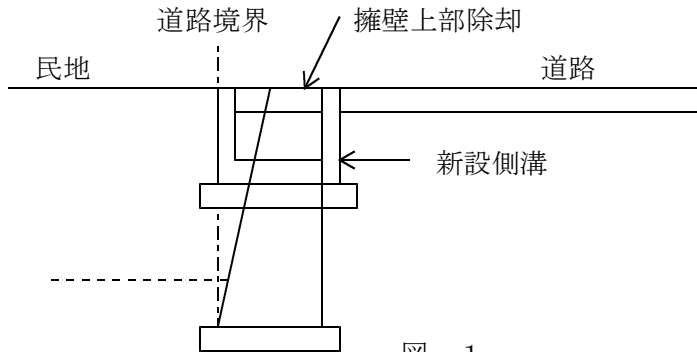


図-1

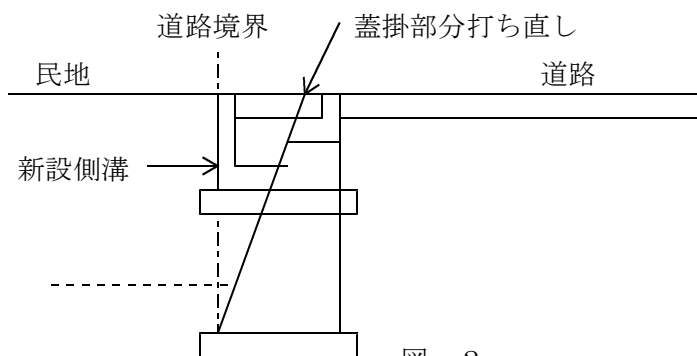
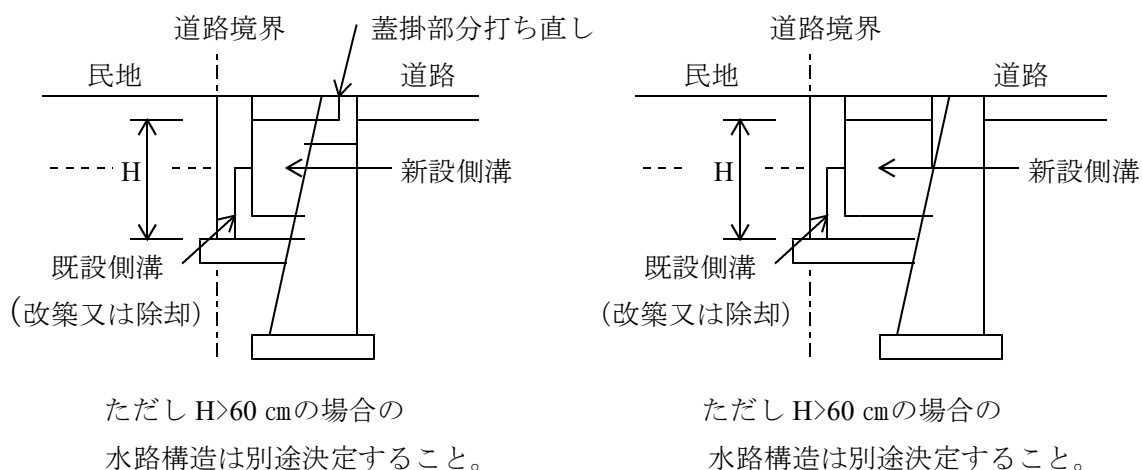
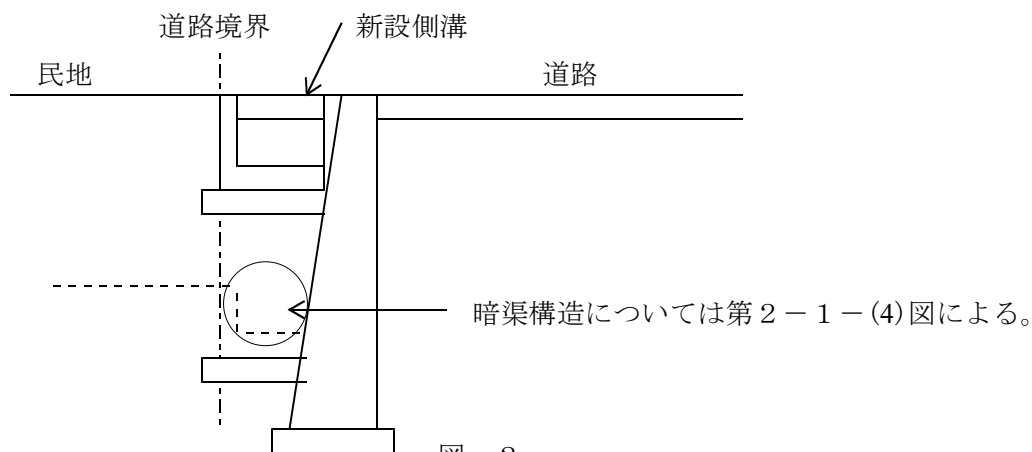


図-2

(2) 路面より低い位置に側溝が設置されている箇所は、既設側溝を改築又は除却して、通水断面を考慮した開渠（図－1）又は暗渠構造とし、暗渠構造とした場合は、道路敷地と民地との境界線に沿い道路敷地側の路面と同じ高さに新たに側溝を設けさせるものとする。（図－2）なお、構造上支障がない場合は、通水断面を考慮し擁壁を側溝壁として利用させることができる。



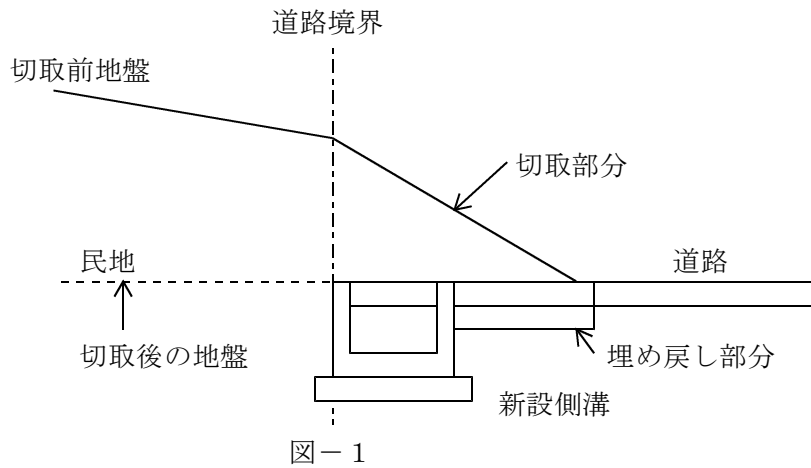
図－1



図－2

第3 法面切取工事に関する基準

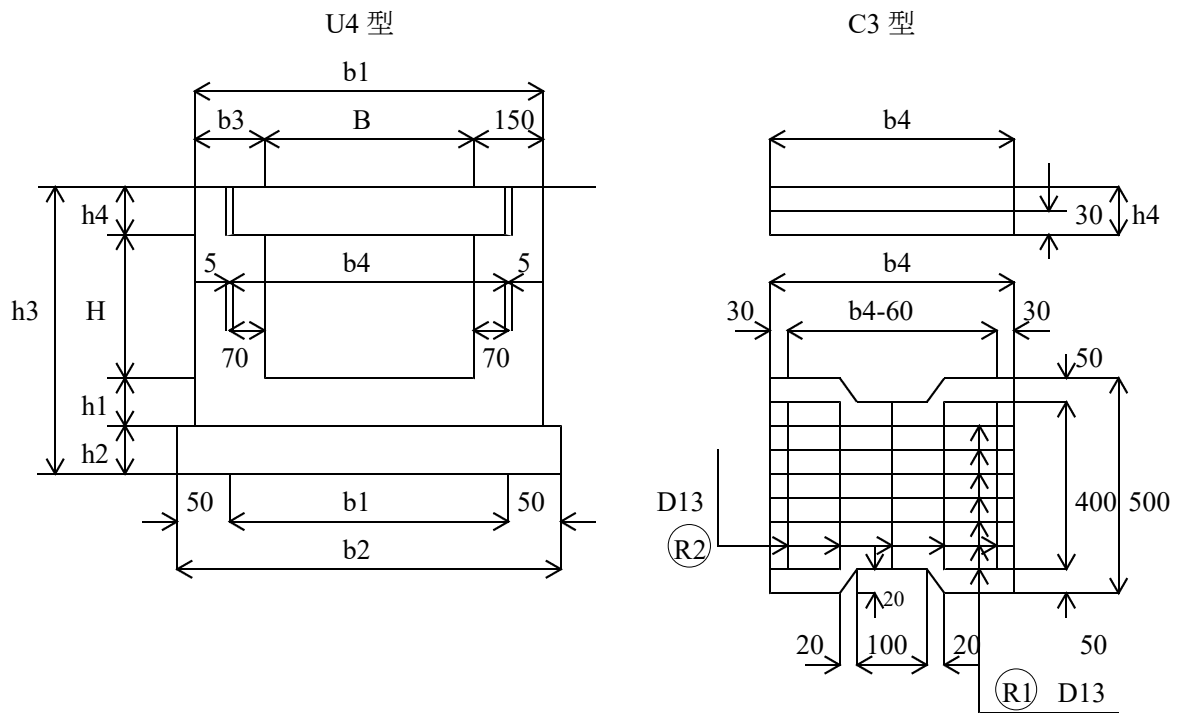
1. 法敷の切り取りは、現道の路面より低く切り取り、良質材料で埋め戻し、十分に突き固め原則として横断勾配に合うよう施行させるものとする。（図－1）
2. 上記のほか「法面埋立工事に関する基準」を準用して施行させるものとする。
3. 法面の切り取りによる土砂等の処分方法はそのつど指示をするものとする。（財産的価値のあるものについては島根県会計規則等により処分すること。）
4. 切土部法面の土砂採取は、民地側から施行することを原則とする。
5. 道路敷内の切土に伴う土砂運搬にあたっては、土砂等の散乱防止の処置を必要に応じ講じさせること。



第4 側溝の新設工事に関する基準

1. 側溝の規格、特に側壁の厚さ、蓋の構造等通過荷重等を勘案して設置させるものとする。
2. 側溝蓋の架設の必要のある区間については将来蓋が架設できるような構造とすること。
3. その他「法面埋立工事に関する基準」を準用するものとする。

側溝、側溝蓋等規格標準図



U4 型（場所打ち U 型側溝：蓋つき）寸法

記号	寸法表（単位mm）								摘要
	B	H	b1	b2	b3	h1	h2	h3	
U4 - B300 - H300	300	300	570	670	120	120	100	650	蓋の寸法については C3 型を使用。
U4 - B300 - H400	300	400	570	670	120	120	150	800	
U4 - B300 - H500	300	500	570	670	120	120	150	900	
U4 - B400 - H400	400	400	670	770	120	120	150	800	
U4 - B400 - H500	400	500	670	770	120	120	150	900	
U4 - B500 - H500	500	500	770	870	120	120	150	920	
U4 - B500 - H600	500	600	800	900	150	150	150	1050	

C3 型（場所打ち U 型側溝蓋）寸法

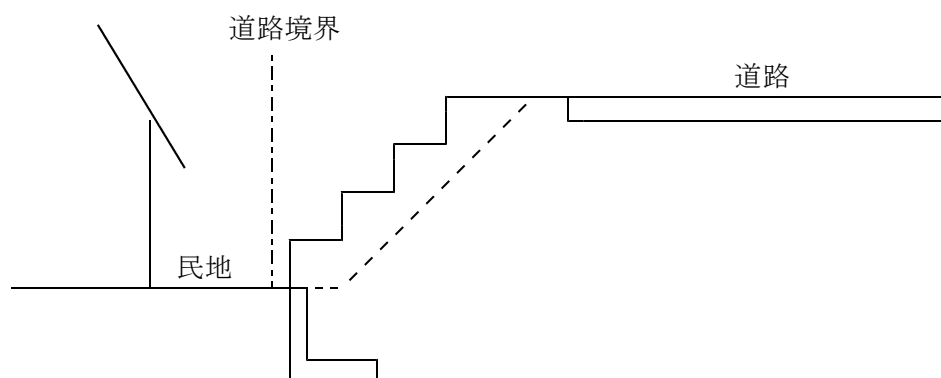
記号	寸法表（単位mm）		（1 枚当り）	1 枚当り	摘要
	b4	h4	鉄筋重量(kg)	重量(kg)	
C3 - B300	430	130	4,497	68	歩道の床版厚は 6 cm とする。
C3 - B300	530	130	6,617	85	
C3 - B300	630	150	7,512	118	

鋼製溝蓋（アマグレート・グレーチング）

設計荷重	形状長幅厚	摘要	
20T	995 mm × 400 mm × 50 mm	溝幅 30 cm	アングルコーナー共
	995 mm × 500 mm × 55 mm	溝幅 40 cm	アングルコーナー共
14T	995 mm × 400 mm × 44 mm	溝幅 30 cm	アングルコーナー共
	995 mm × 500 mm × 50 mm	溝幅 40 cm	アングルコーナー共

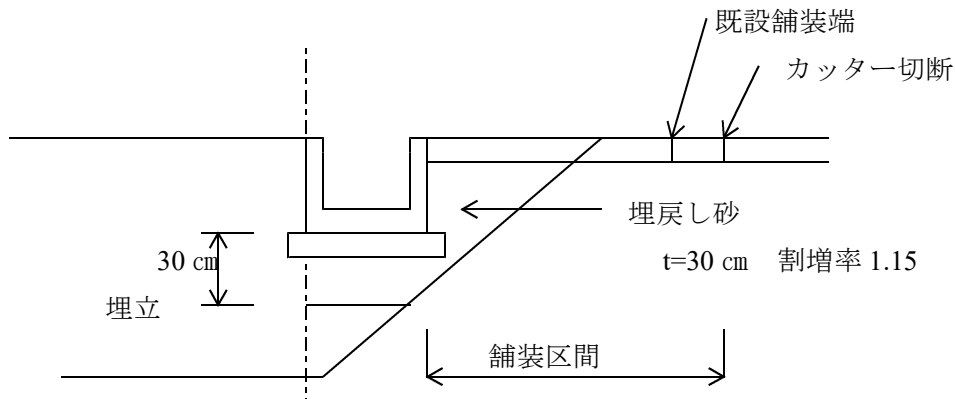
第5 法面使用（昇段路）に関する基準

1. 法面を通路として使用する場合は、法保護のためになんらかの施設を設置しなければならない。
2. 施設設置は現況の断面外とする。
3. 道路の通行に支障のないものとし、通行対象を限定することで最小限の規模にとどめること。
4. 簡単に破損したり、移動しない構造及び材料を使用すること。



第6 法面埋立部及び切取部の路面処理に関する基準

1. 既設路面と側溝の間は、既設車道の路面構成と同一とすること。
2. 横断勾配は、舗装で 1.5 ~ 3.0 % (既設車道舗装横断勾配に一致)、砂利道で 4.0 ~ 5.0 % とすること。
3. 舗装工事は、コンクリート舗装要綱及びアスファルト舗装要綱によること。
4. 側溝と既設車道の間は将来沈下のため滞水することのないよう十分注意して施行すること。



5. 既設路面構成が不明の場合は、下表によって施行すること。

	路面	下層路盤	上層路盤	表層工	路面工
舗装済	アスファルト	t=15 cm 50 mm以下	t=10 cm 粒調	t=5 cm 密粒アスコン	
	コンクリート		t=25 cm	t=25 cm	
未舗装	改良済	t=15 cm 50 mm以下	t=10 cm 粒調		
	未改良				t=15 cm 30 mm以下

※割増率を加えること。

第7 車両出入口に関する承認基準 (第7 H12.3.30 改正)

- (1) 乗入幅は、乗入規格表 (別表-1) のとおりとする。
- (2) 出入口の構造は、別図第2-1 から別図第2-5 並びに別表第2 の歩道改築標準図及び舗装厚表によること。
- (3) 出入口の数
 - イ 個人住宅のように不特定多数の出入りがない場合、または開口 30 m 未満の場合の出入口の数は 1 カ所とする。
ただし、ガソリンスタンドのように出入りの多い場合は、交通安全を十分考慮して 2 カ所とすることができる。
 - ロ 間口 30 m 以上 50 m 未満の場合の出入り口の数は、2 カ所以下とする。
 - ハ 間口 50 m 以上 100 m 未満の場合の出入り口の数は、3 カ所以下とする。

ニ 間口が100m以上となるような開発規模が大きい場合は、民地内の連絡道路を計画することにより、出入口は交通安全の観点より極力少なくする。(例：起点、終点到に各1カ所)

(4) 次に掲げる箇所には、出入口を設けてはならない。

イ 横断歩道の中及び前後5m以内の部分

ロ 交差点(総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。)の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。

ただし、T字型交差点の突き当たりの部分を除く。

ハ トンネルの前後各50m以内の部分。

ニ 地下道及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。

ホ バス停留所の中。

ただし、停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分。

ヘ バス停車帯の部分

ト 橋梁の部分。

チ 横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されてる部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

リ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が自己の負担で移設をする場合は除く。

ヌ 道路の見通しが著しく悪い箇所。

*自動車の出入口とするための歩道改築の承認申請が、民家等にその家屋所有者の自家用車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合であり、交通安全上特に支障がないと認められる場合は、上記のハ～ヘは適用しないことができるものとする。

(5) 民地内の使用目的を明確にしないで、とりあえず出入口だけを作る目的の場合は工事を承認しない。

歩道の高さと出入口の高さは同一とし、歩車道境界ブロック等を設置して出入口を明確にすること。

(6) 出入口に側溝がある場合は、道路管理者が指定又は承認した側溝蓋を必ず設置すること。

(7) 出入口以外の場所から自動車が出入りする恐れがある場合は、駒止を設置する等の措置をとらせること。

別表－ 1

乗入規格表

申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。

単位：m

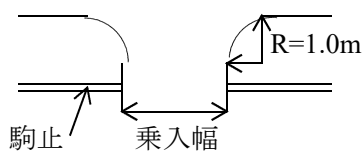
型式	車 種	A型	B型
		出入口幅	出入口幅
I種	乗用車、小型貨物自動車	5 m以下	—
II種	中型車両（4 tトラック以下）	8 m以下	7 m以下
III種	大型車両（大型バス等混入）	10 m以下	8 m以下
IV種	特殊車両 （20 t超、トレーラ等混入）	12 m以下	8 m以下

（注）A型、B型とは歩道改築標準図のA型、B型をいう。

- （1） 取付方法については、別図第1を標準とし特殊な箇所については別途考慮することができる。
- （2） 型式は出入りする車種の最大のもを適用する。
- （3） 出入口幅の数値はA型、B型いずれも乗入方向に直角方向の長さとする。
- （4） 申請者の都合により出入口幅は上記の値より縮小することができる。
- （5） 車道構造、出入交通量等の条件に鑑み、表中の出入り幅員では不十分と認められる場合（駐車台数が多く出入りが同時に行われる等）は、必要な幅員まで拡幅できるものとする。

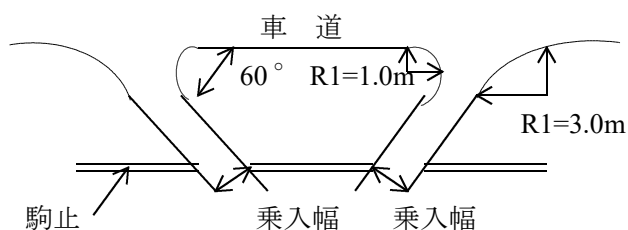
別図第1

A型



（別表第1による）

B型



（別表第1による）

別表第2

舗装厚表

乗入規格表による車種により下表を適用する。

型式	車 種	セメントコンクリート舗装		アスファルト舗装		
		コンクリート	路 盤	密粒度	粗粒度	路 盤
I種	乗用車、小型貨物自動車	15	10	5	—	25
II種	中型車両(4tトラック以下)	20	20	5	5	25
III種	大型車両(大型バス等混入)	25	25	5	10	30
IV種	特殊車両 (20t超、トレーラ等混入)	25	25	5	10	30

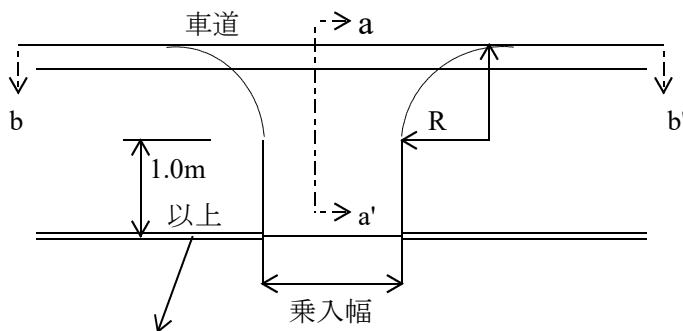
(注)

- (1) 舗装厚は出入りする車種の最大のものを適用する。
- (2) コンクリート舗装の場合コンクリート舗装要綱によるものとし、生コンクリートの呼び強度（設計基準強度） $\sigma 28=21\text{N}/\text{mm}^2$ 以上とする。
- (3) アスファルト舗装の場合は、アスファルト舗装要綱によるものとする。
- (4) 路床土は良質土を用いるものとする。
- (5) 路盤材料は粒調碎石またはクラッシャーランを用いるものとする。
- (6) 申請者の都合により出入口幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚について別途考慮できるものとする。

別図第2-1

歩道幅員が約2.5m以上の場合

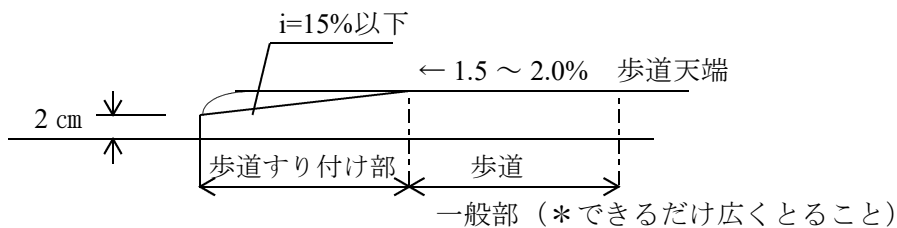
平面図



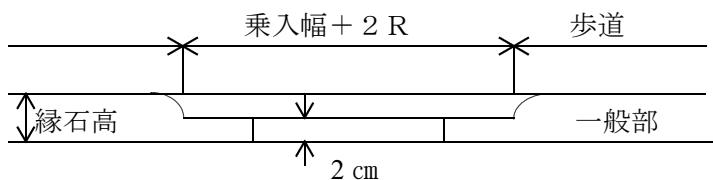
(*できるだけ広くとること)

(注) 民地側にへい等を設置することが確実な場合は、駒止等の設置を省略することができる。

a - a'断面図

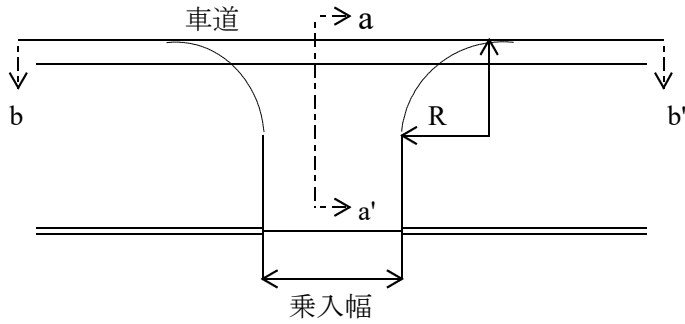


b - b'正面図

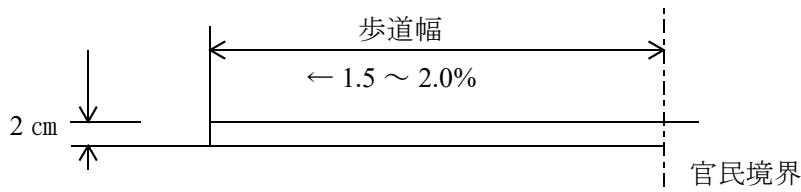


別図第2-2 A型

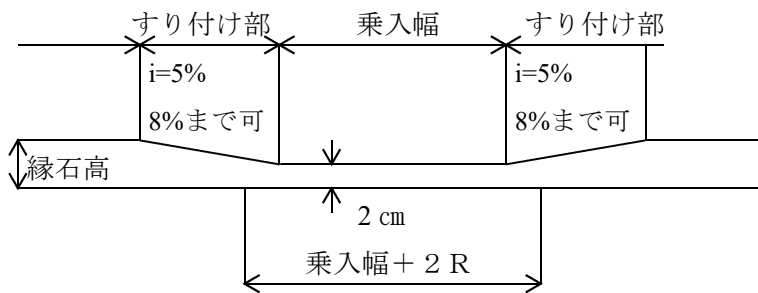
歩道幅員が約2.5m未満で民地が低い場合
 平面図



a - a'断面図

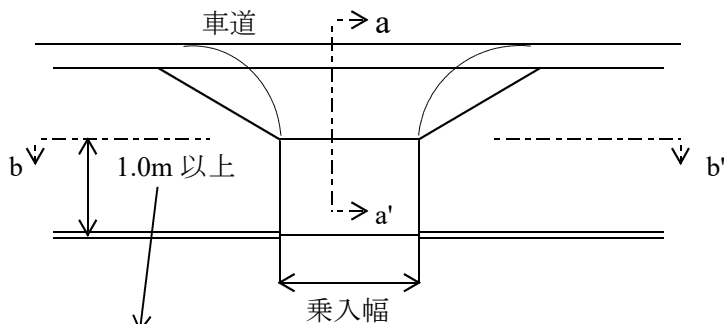


b - b'正面図



別図第2-3 B型

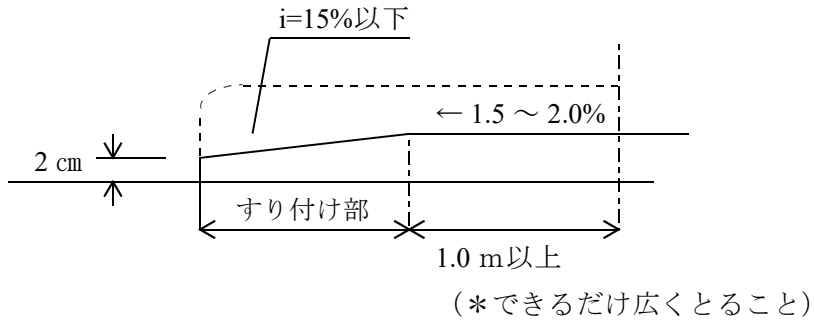
歩道幅員が約2.5m未満の場合
 平面図



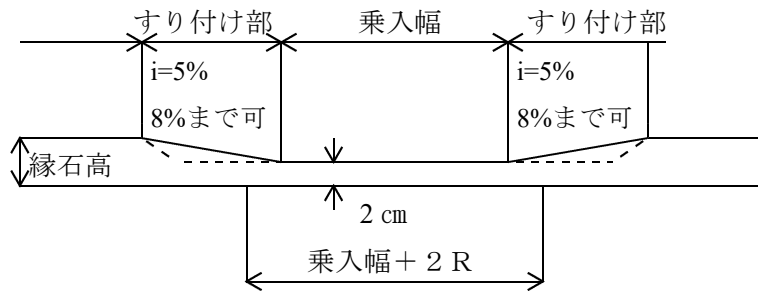
(*できるだけ広くとること)

※通行に危険のない有蓋側溝の場合は歩道幅員に含めてもよい。

a - a'断面図

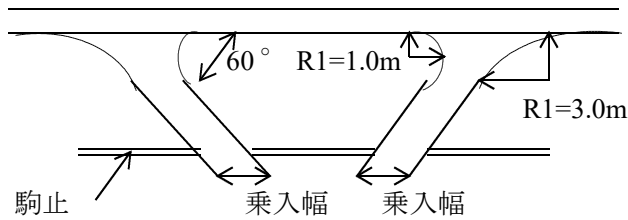


b - b'正面図



別図第2-4 B型

車道

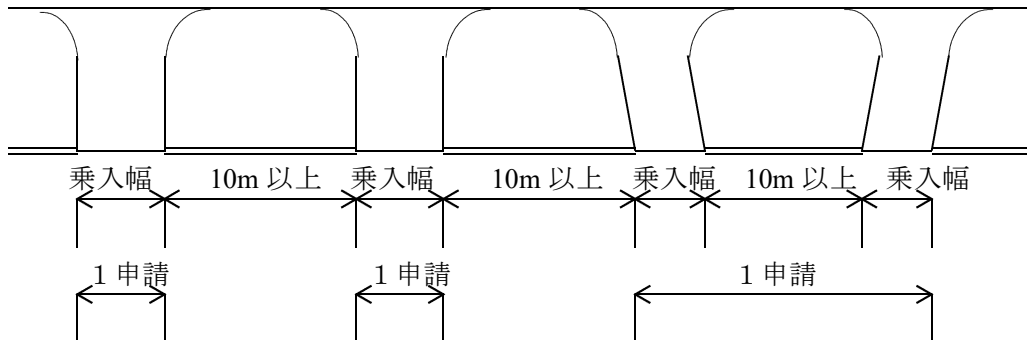


(注) 正面図、断面図はA型と同じ

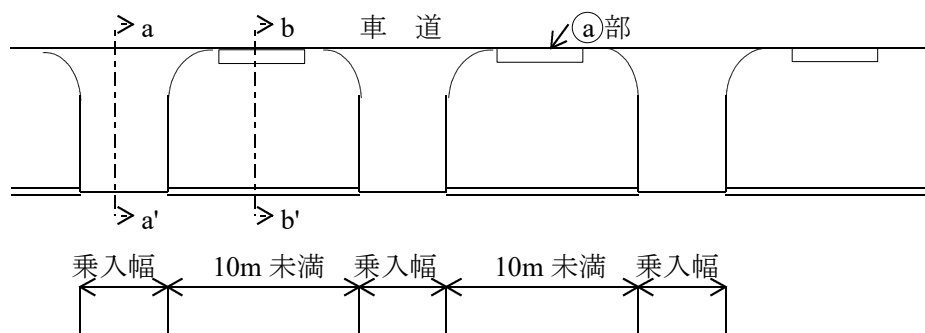
別図第2-5

乗入間口の間隔は、A型は10 m以上、B型は10 m以上とする。

車道

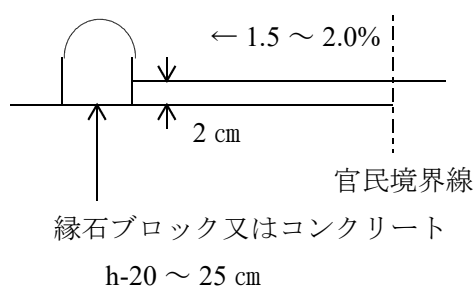
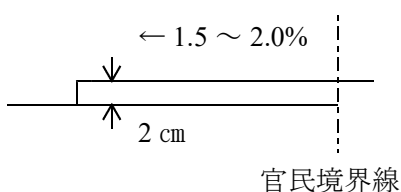


乗入間口間隔が 10 m 未満となる場合には、歩道高さと乗入間口の高さは同一とする。

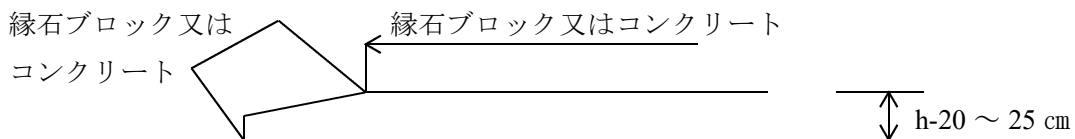


a - a'断面図

b - b'断面図



①部詳細図



第8 県道等と他の道路との交差又は接続に関する基準

1. 目的

この基準は知事又は県の管理する国道又は県道（以下「県道等」という。）に他の道路（2にあげる道路をいう。以下同じ。）を交差又は接続させる場合の基準を定め、もって交通の円滑化と事故防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

県道等において平面交差する次の各号に掲げる道路を対象とする。

(1) 道路法上の道路

(2) 道路法上の道路以外の道路

ア 道路法上の道路となる予定の道路（都市計画街路等）

イ 農道、林道、自動車道等道路法以外の法律により管理される道路

ウ 大規模な団地及び工業用地等の造成に伴う車道幅員 3.0 m 以上の通路で、当該通路の利用交通量が県道等の交通を阻害すると認められるもの。

3. 事務処理上の取扱方法

道路法上の道路を県道等に交差又は接続させる場合は、協議事項として取扱

い、道路法上の道路以外の道路及び通路については承認申請事項として取り扱うものとする。

4. 基準

(1) 県道等の曲線半径

県道等に他の道路を接続させる位置の県道等の曲線半径は下記による。

国道、主要地方道及びこれに準ずる一般県道	$R \geq 150 \text{ m}$
やむを得ない場合	$R \geq 100 \text{ m}$
上記以外の一般県道	$R \geq 100 \text{ m}$
やむを得ない場合	$R \geq 60 \text{ m}$

(注) 1. 国道、主要地方道に準ずる一般県道とは、一般県道のうち改良済あるいは改良計画があるものをいう。

2. やむを得ない場合とは申請に係る道路が地域交通にとって重要で、かつ地形上の理由から他の場所に取り付けることが不可能な場合をいう。

(2) 県道等の縦断勾配

取付部は、県道等の縦断勾配が 3.0 %以内、やむを得ない場合は 6.0 %以内の場所とする。

(3) 接続路の間隔

県道等と交差又は接続する接続道路の間隔は交通処理、交通安全上できるだけ大きくとることとし、原則として下表の値とする。但し車道幅員 3.0 m未満の道路及び通路にあつては対象外とする。

	基準値	やむを得ない場合
間隔	100 m以上	60 m以上

(4) 交差又は接続の形式

ア 交差点の脚数は4以下とすること。

イ 原則として、くいちがい交差及び接脚交差としないこと。

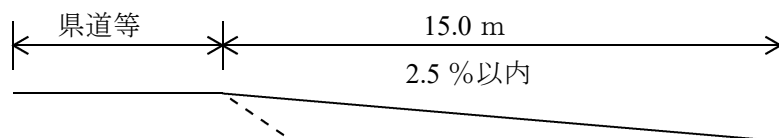
ウ 既設三差路で既設接続路と同一側への接続はさけること。

エ 県道等との交差角はできるだけ直角に近い角度で接続することとし、 60° 未満はさけること。

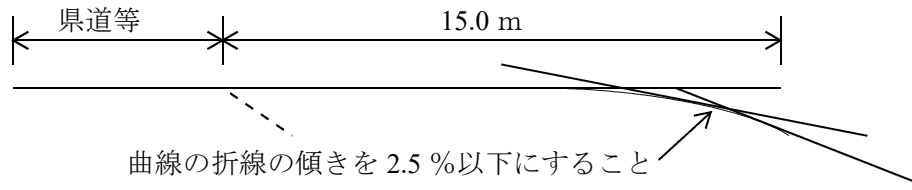
5. 接続路の縦断勾配

接続路の縦断勾配は県道等の路肩から 15 mを 2.5 %以下とすること。

ア 県道等の路肩から 15 m区間に縦断曲線がない場合

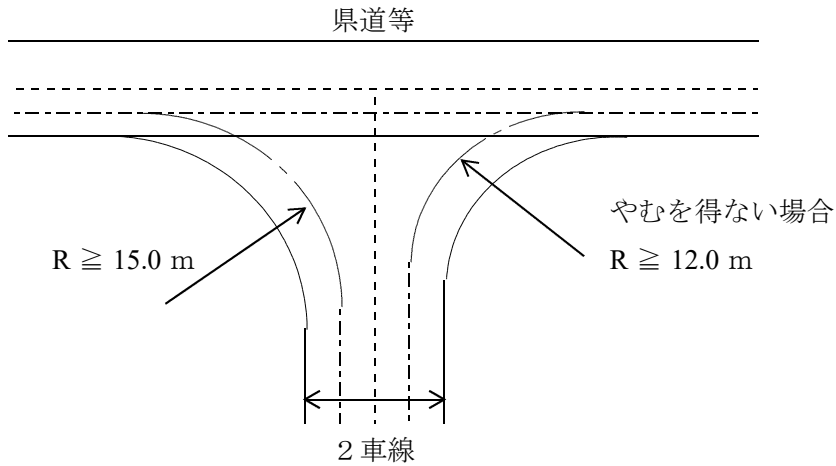


イ 県道等の路肩から 15 m 区間に縦断曲線がある場合

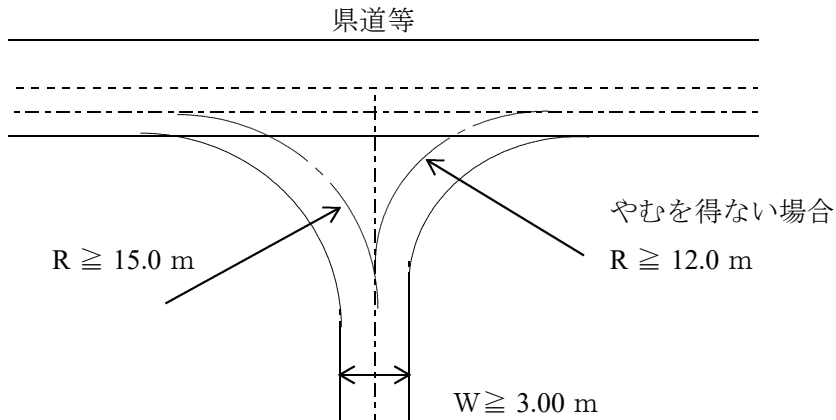


6. 接続路の隅切せん除

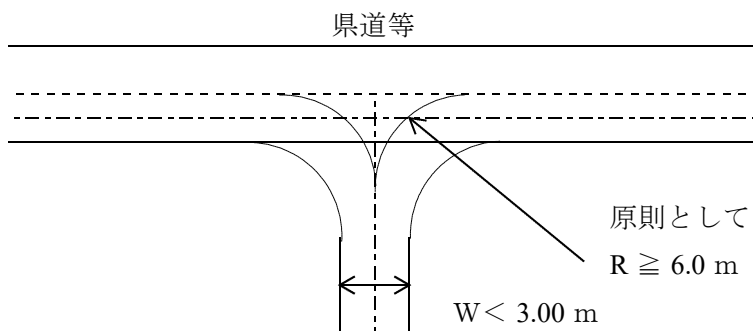
(1) 取付道路が 2 車線の場合



(2) 取付道路車道幅員 $W \geq 3.00 \text{ m}$ の場合



(3) 取付道路車道幅員 $W < 3.00 \text{ m}$ の場合



7. 右、左折車線等の設置

平坦部、勾配部を問わず、県道等に他の道路を接続させる場合はできるだけ県道等の交通に支障を与えないよう必要に応じて県道等側に右、左折車線等を設けると共に、交差点の導流化を考慮すること。

8. 接続路の舗装

県道等に他の道路及び通路を接続させる場合、県道等の路肩端より 15 m 以上の区間は県道等の舗装構成に準ずること。

●道路維持管理事務の追加事項

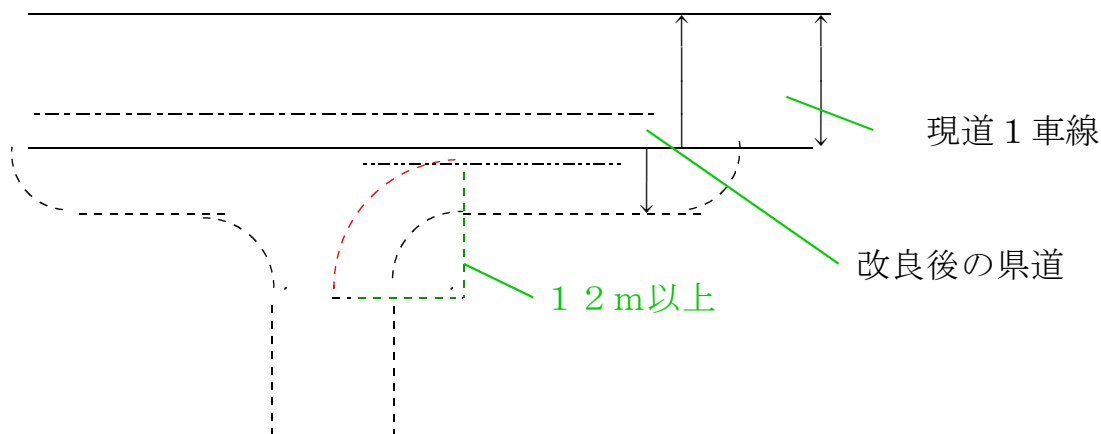
(県道等は国道も含む)

(一) 道路に新たに (改良も含む) 交差点を設ける場合

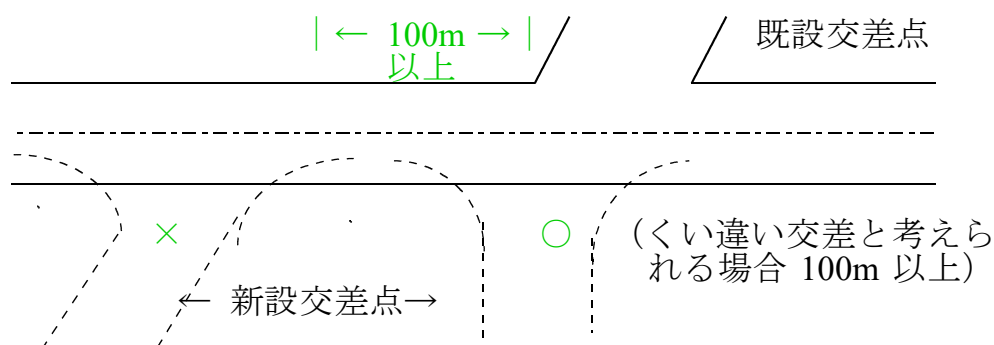
(1) 新設道路が 2 車線の場合は付加車線を設けること。また 1 車線 (4 m 以上) でも将来その道路の交通量が増加すると考えられる場合は付加車線を設けること。

(交通量が増加すると考えられる場合：宅地開発、公園、バイパス的な道路等)

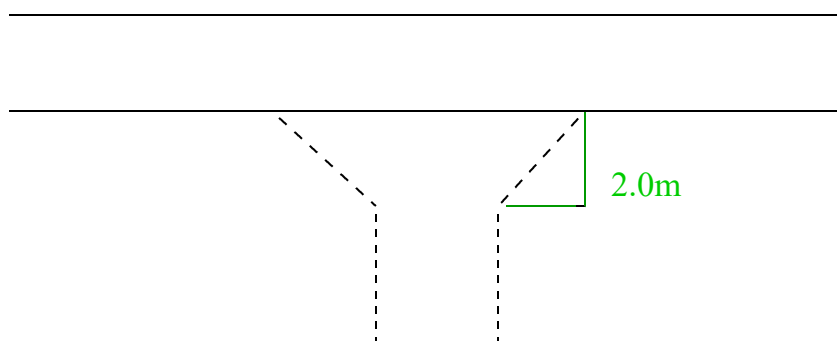
(2) 県道等が 1 車線の場合、将来の改良計画を想定して 2 車線としてタッチすること。(新設道路が 4 m 以上の場合)



(3) 県道等にタッチする角度は 60 度以上とし、くい違い交差点は避けること。

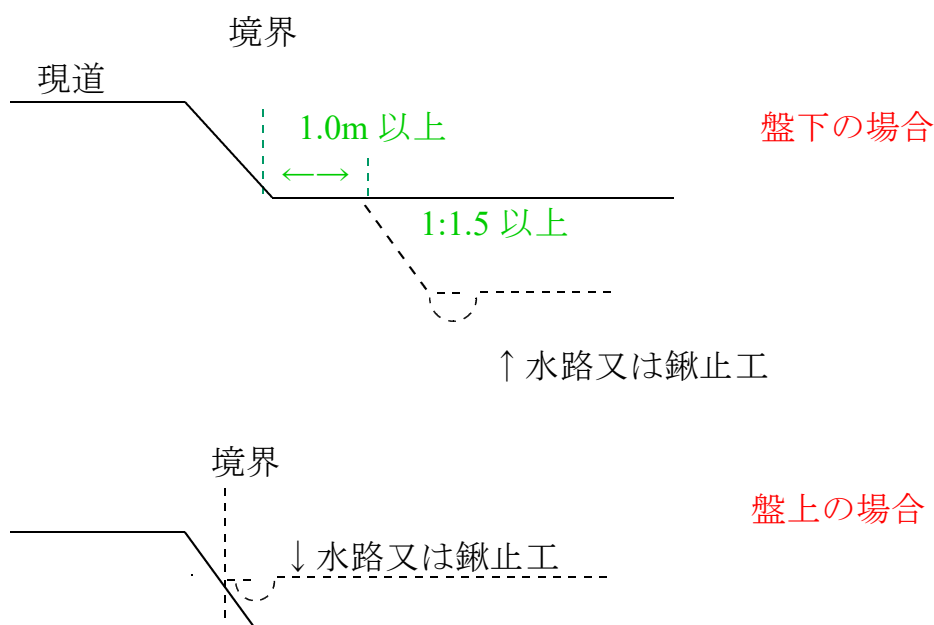


- (4) 県道等にタッチする道路が 3.0 m以下で行き止まりの場合は、2.0 mの隅切りでよい。

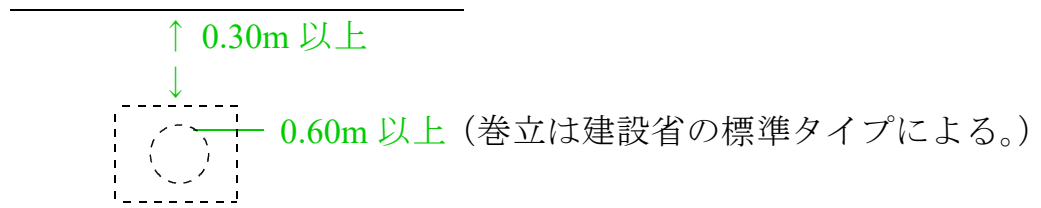


(二) 県道沿い等の圃場整備等を実施する場合の注意事項

- (1) 県道沿い等で圃場整備等を実施する場合は、区画計画をする前に協議を受けるように指導すること。
- (2) 現道沿いで地盤下を実施する場合は、1.0 m以上の犬走りを設け、盤上の場合には境界に水路工又は鍬止を実施すること。



- (3) 取付道が既設道を含めて 100 m以内に 2 箇所以上ある場合は、側道等を設け統合すること。
- (4) 圃場整備等計画がある場合で県道等が未改良（歩道も含む）の場合は、改良計画を立案し手戻りのないよう調整すること。
- (5) 圃場整備等が起因して路肩の崩壊等が発生した場合は、起因者に復旧を命令すること。
- (6) 県道等を縦横断して用排水路を設ける場合は路面より最低 0.30 m以上下げ、径は 0.60 m以上とする。

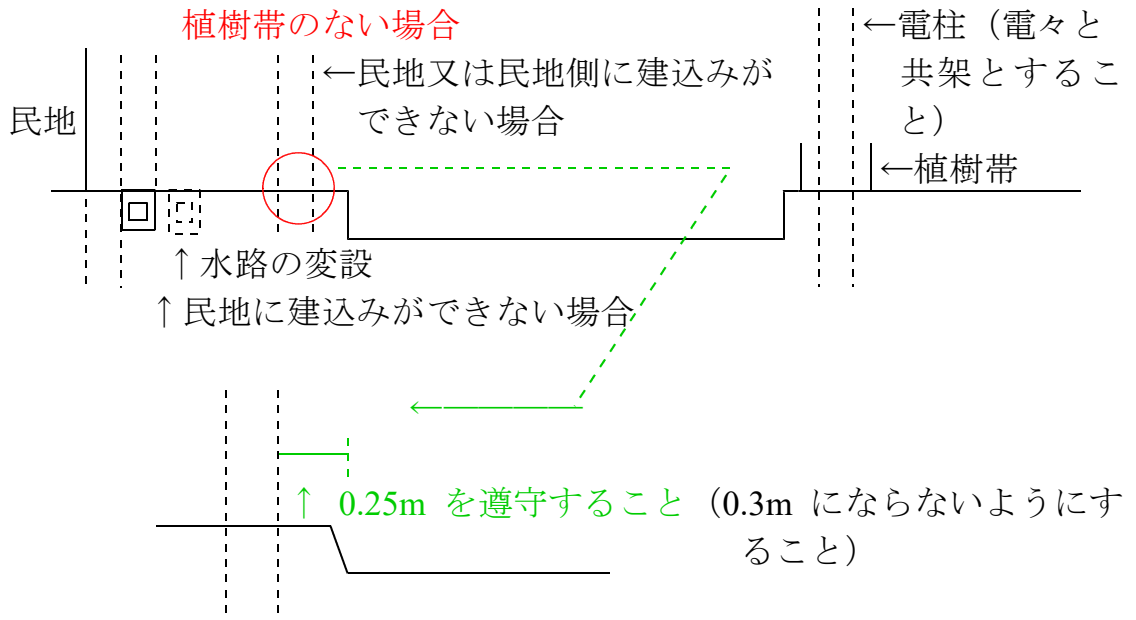


(三) 道路敷に電柱等を建込む場合 (街路灯含む)

(1) 電柱の新設又は改設の場合は、

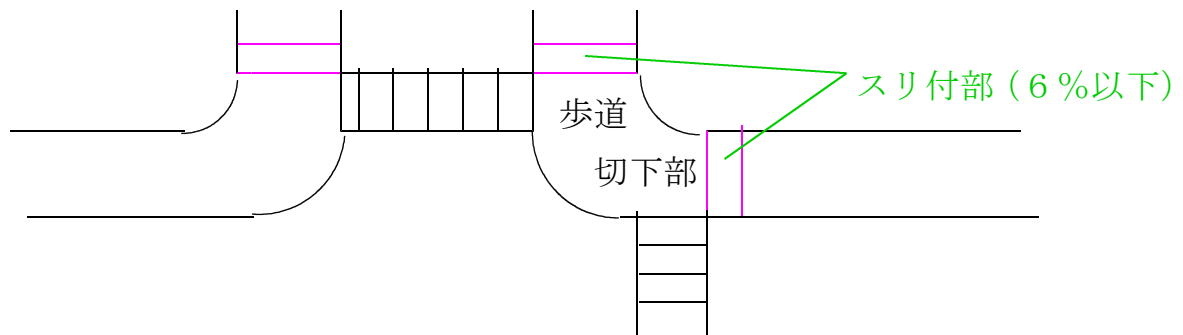
(イ) 植樹帯がある場合は植樹帯内に建込むこと。(歩道のある場合)

(ロ) 植樹帯がない場合は原則として民地とする。やむを得ない場合は民地側の官地とする。民地側に建込みができない場合車道側の 0.25m を厳守して許可すること。



(2) 未改良歩道のない場合は、将来の改良計画を考慮して許可すること。

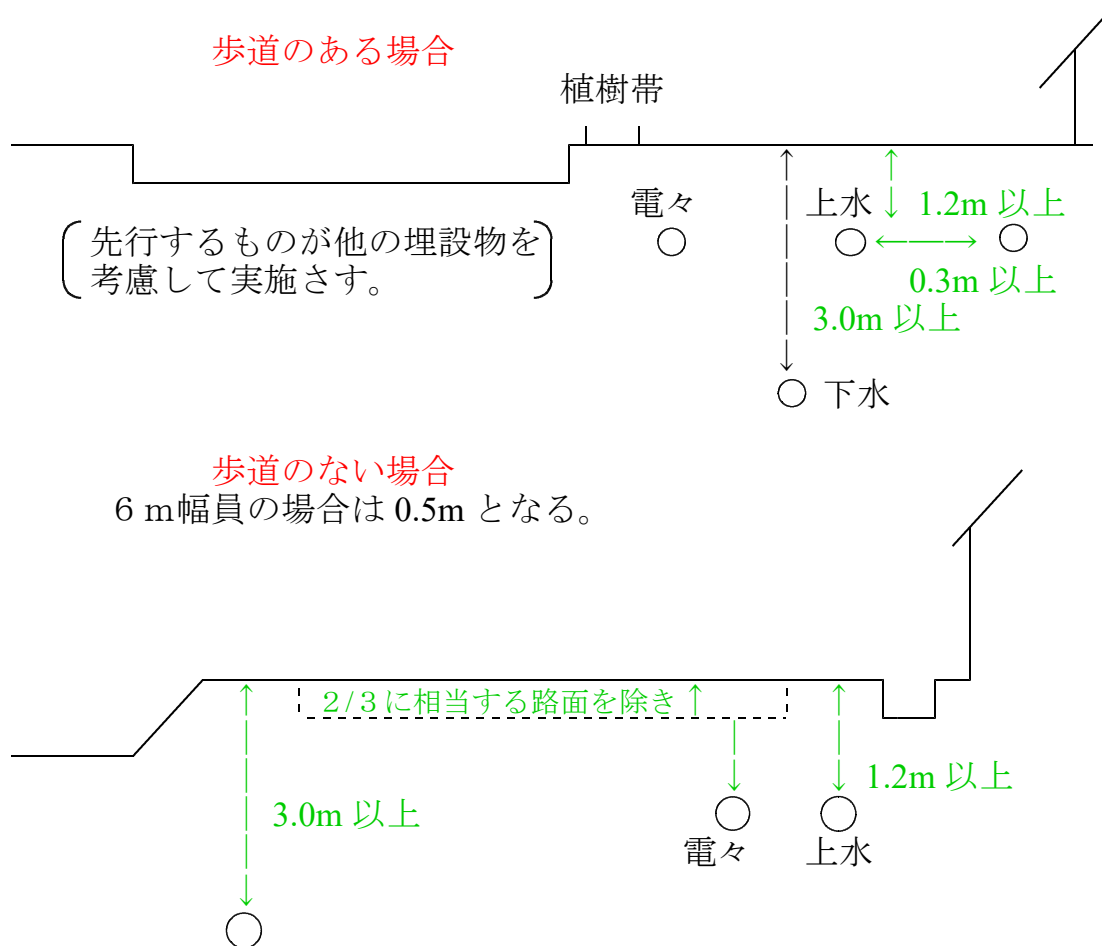
(3) 交差点に電柱、街路灯、信号機を設置する場合は、歩道切り下げのスリ付け部を除いて建込みとすること。



(四) 上、下水道管及びガス管、電々線等の埋設について

(1) 歩道のある場合

- (イ) 道路の新設又は未埋設の場合は同時埋設を指導し、できない場合は埋設計画を立て計画的に埋設すること。
- (ロ) 未改良又は改良済みでも将来改良する必要がある場合は埋設渠には十分な配慮をすること。(特に下水道管)
- (ハ) 上、下水道等の埋設は歩道のある場合は歩道に、歩道のない場合で2車線の場合は両側に、1車線の場合は中心1線を原則とする。



- (2) 道路下に埋設する計画がある場合は全体計画を3箇年前に協議し、実施年度で申請するよう指導すること(地区道路工事連絡会等を利用すること。)